

屋久島世界遺産地域科学委員会の役割と検討経過について

1 科学委員会設置の背景

屋久島世界遺産地域科学委員会は、

- ① 平成24年開催の世界遺産委員会での定期報告の審査までに、「世界遺産の保全状態等に関する定期報告」及び「顕著な普遍的価値の再陳述」(RSOUV)を提出する必要があることがあったこと
 - ② 平成24年までに「顕著な普遍的価値」をどのように保全するべきかについての管理計画(新たな地域管理計画)を策定する必要があることがあったこと
- に加え、知床において設定された科学委員会がIUCN等に高く評価されたことから、平成21年6月に設置。

2 科学委員会の役割と位置付け

遺産地域を管理する関係行政機関(九州森林管理局、九州地方環境事務所、鹿児島県、屋久島町)が、遺産地域の管理に必要な助言を得るために設置。

その具体の検討事項は以下の3点。

- ① 屋久島世界遺産地域の保護管理に関する事項
- ② 保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- ③ その他目的達成のために必要な事項

3 これまでの検討成果

科学委員会の役割及び今までの科学委員会の成果は次のとおり。

| 科学委員会の役割 | 科学委員会の成果 |
|-----------------------------|--|
| ① 屋久島世界遺産地域の保護管理に関する事項 | ・新たな地域管理計画を策定 ・RSOUV・定期報告の検討 |
| ② 保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項 | ・モニタリング計画を策定 (モニタリングに関する評価については、継続的に実施) |
| ③ その他目的達成のために必要な事項 | |